

2020年2月27日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面（1）

申立人（以下「組合」という。）は、下記のとおり主張する。

第1 2020年2月14日付け大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）の求釈明に対して下記のとおり答える。

1. について

府労委の解するとおりである。

2. について

本件団交議事録は作成していない。

3. について（「答弁書第3被申立人の主張」についての認否）

（1）2について

後期初回開講日（2019年10月16日）に学生1名が出席して授業が行われたが、その後当該学生が履修登録を取り消したことを理由に、被申立人（以下「法人」という。）が同月23日以降の「本件授業」を不開講とした。

（2）4（2）について

法人は不開講の根拠として民法あるいは労働基準法には言及しなかった。組合が「大学が不可抗力というのは、労働基準法の休業手当にあたらぬことを言いたいからか」と問うたときに、「そうである」旨を答えたにすぎない。

4. について

TNCとはTrans National Caucusの略称であり、超国籍組合員協議会を意味する。実態としては「外国」にルーツをもつ組合員が主体となって運営されている。

第2 労働契約履行義務について

法人は、●●●組合員との間で労働契約を締結したことを認めている。しかし、労働契

約を締結したのは2019年度が最初である旨を主張するが、失当である。法人は、2018年度以前は●●●●組合員が特別職地方公務員であるからその労使関係は労働契約ではなく任用関係であると主張したいのであろうが、そのような主張はすでに過去の遺物として裁判所においても退けられている。ただし、本件における争点ではないので詳述しない。

労働契約とは労働力商品の売買契約である。労働者が自らの労働力を商品として売り、この商品を購入した使用者が商品代金として賃金を支払うことを約した契約である。だから労働者は販売した労働力を提供する義務を負い、使用者は商品代金たる賃金を支払う義務を負うのである。

次に、労働力は労働者の肉体の中に存在するから、生理的に1労働日で消費され、労働が終わると次の労働日のための再生産がはじまるものである。労働をしない、すなわち使用者が労働力商品を消費しない場合でも、その労働力は1労働日で消滅するものである。したがって、労働者が提供する労働力を使用者が使用しない場合であっても、使用者は賃金支払い義務を免れるものはない。

本件において、法人と●●●●組合員とは1年間の労働契約を締結した。そして、●●●●組合員は労働力を提供する義務を果たすべく授業に臨んだのであるから、法人は労働契約で約した賃金を支払わなければならないのである。

仮に法人が労働契約を破棄したいのであれば、それに相応しい損害賠償を提示して、合意による契約破棄のプロセスをふまなければならない。

法人は、労働契約条項（乙第6号証）に含まれていない「履修登録者がいない」ことを理由に労働契約履行義務を放棄したのである。そして、労働契約履行義務を果たさないことについて、本件団体交渉で組合に合理的な理由を示さなかったのである。

以 上